

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
株式会社電通北海道	札幌市中央区大通西5丁目11番地1

2. 指名停止期間

令和 5年11月22日から令和 5年12月21日まで(1箇月)

3. 事実概要

株式会社電通北海道は、北海道との契約において、一部業務で北海道への報告なく再委託を行い、さらに、再委託先が再々委託を行っていた。

再々委託の実態を把握しないほか、再委託先からの実績報告や請求内容について十分な精査・確認を行わないまま、北海道へ過大請求を行っていた。

このことに起因し、北海道指名停止事務処理要領別表第2第2項(過失による粗雑な契約履行)及び第4項(契約違反)に該当することから、北海道が6箇月の指名停止の措置を講じている。

4. 指名停止理由

上記事実概要に起因し、北斗市競争入札参加資格者指名停止基準別表第2第3号(過失による粗雑な契約履行)に該当するため。